

墨田区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第20号

墨田区地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

(地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)

第2条 介護保険法第115条の4第4項の条例で定める基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。